

## 委第1号議案

つくば市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年3月16日

提出者 議会運営委員長 五 頭 泰 誠

つくば市議会基本条例の一部を改正する条例

つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「反映させるため、」の次に「つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）及び」を加える。

第14条第2項中「つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」を「会議規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第8条（略） （市民参加）</p> <p>第9条 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、<u>つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）</u>及び<u>つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。）</u>の規定に基づき、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。</p> <p>第10条—第13条（略） （質疑等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 質疑等については、<u>会議規則</u> _____及び委員会条例の定めるところによる。</p> <p>第15条（以下略）</p>	<p>第1条—第8条（略） （市民参加）</p> <p>第9条 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、 _____つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号。以下「委員会条例」という。）の規定に基づき、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。</p> <p>第10条—第13条（略） （質疑等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 質疑等については、<u>つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）</u>及び委員会条例の定めるところによる。</p> <p>第15条（以下略）</p>